

新宿区教育委員会会議録

平成29年第5回臨時会

平成29年8月25日

新宿区教育委員会

平成29年第5回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成29年8月25日（金）

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時35分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	委 員	羽 原 清 雅
委 員	菊 田 史 子	委 員	今 野 雅 裕

欠席者

教育長職務代理者	菊 池 俊 之	委 員	古 笛 恵 子
----------	---------	-----	---------

説明のため出席した者の職氏名

中 央 図 書 館 長	藤 牧 功太郎	教 育 調 整 課 長	齊 藤 正 之
教 育 指 導 課 長	長 田 和 義	教 育 支 援 課 長	高 橋 昌 弘
学 校 運 営 課 長	菊 島 茂 雄	統 括 指 導 主 事	小 林 力
統 括 指 導 主 事	波多江 誠		

書記

教 育 調 整 課 管 理 係 主 査	高 橋 和 孝	教 育 調 整 課 管 理 係	薬 袋 和 明
---------------------	---------	-----------------	---------

議事日程

議 案

- | | | | |
|-----|---|-----------|--|
| 日程第 | 1 | 第 3 1 号議案 | 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について |
| 日程第 | 2 | 第 3 2 号議案 | 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について |
| 日程第 | 3 | 第 3 3 号議案 | 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 日程第 | 4 | 第 3 4 号議案 | 平成 2 9 年度新宿区一般会計補正予算（第 3 号）（案）に関する意見について |

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成29年新宿区教育委員会第5回臨時会を開会いたします。

本日の会議には、菊池教育長職務代理者、古笛委員が欠席しておりますが、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊田委員にお願いいたします。

○菊田委員 承知しました。

◎ 第31号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について

◎ 第32号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について

◎ 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◎ 第34号議案 平成29年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第31号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見について」、「日程第2 第32号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」、「日程第3 第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、「日程第4 第34号議案 平成29年度新宿区一般会計補正予算（第3号）（案）に関する意見について」を議題といたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

第34号議案は、平成29年第3回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ

自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第34号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。御異議ございませんでしたので、第34号議案は非公開により審議するものといたします。

それでは、第31号議案から第33号議案の説明を教育調整課長からお願いします。

○教育調整課長 それでは、第31号議案から第33号議案までについて御説明いたします。

議案概要をごらんください。

第31号議案 公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（案）に関する意見についてでございます。

本議案は、新宿区職員を派遣することのできる公益的法人等の範囲を拡大するというもので、内容といたしましては、現在、地方公務員法に基づく研修の一環として、区職員に公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の業務に従事させておりますが、今般、これを正式な区職員の派遣と位置づけるために、派遣対象団体に組織委員会を加えることとしたものでございます。ただし、この組織委員会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の終了後に解散することとなっているため、同措置につきましては、組織委員会の解散までの時限措置とするものでございます。

施行期日は、公布の日からでございます。

それでは、新旧対照表をごらんください。

職員の派遣団体につきましては、条例第2条第1項の各号で定めておりますが、今回は時限措置ということですので、本文は改正せずに、附則として第4項を新設し、特例として、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が解散するまでの間、第2条第1項中、「（6）一般社団法人新宿観光振興協会」とあるのを「（6）一般社団法人新宿観光振興協会、（7）公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」と読み替え、同条第3項第1号中「第1項」とあるのは、「第1項（附則第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とするものでございます。

第31号議案の提案理由ですが、公益的法人等への新宿区職員の派遣等に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続きまして、第32号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、

学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてです。

こちらは、補償基礎額の扶養親族加算及び介護補償について所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に合わせ、同様の改正を行うものでございます。

議案概要をごらんください。

まず、改正の１点目といたしましては、補償基礎額の扶養親族加算について、（１）として、経験年数が16年以上の学校医及び学校薬剤師を扶養親族加算の対象外とします。

（２）としましては、扶養親族１人当たりの扶養親族加算額の改定を、それぞれ扶養親族の区分と経験年数が10年以上16年未満である特定経験年数学校医等と、それ以外のものの改定後と現行の金額を載せております。

また、（３）として、ひとり親家庭における子については、１人に限り、扶養親族加算額を、配偶者と同額の450円とする一方で、16歳から22歳までの子に係る扶養親族加算額の増額を対象外としていた措置を廃止し、ひとり親家庭における子もその他の子と同様とするものでございます。

続いて、改正内容の２点目ですが、介護補償の額の改定について、それぞれ介護の区分と常時介護を要する場合、また、随時介護を要する場合の改定後と現行の金額を載せてございます。

そして、３点目といたしましては、その他用語の整理を行うものです。

施行期日は、平成29年11月１日でございます。

なお、今回の改正による影響を緩和するため、平成29年度内に限り、経過措置を設けるもので、適用といたしましては、配偶者に係る扶養親族加算額を334円、特定経験年数学校医等は267円とし、子に係る扶養親族加算額は250円とします。また、特定経験年数学校医等の扶養親族加算については、配偶者に係るものを除き、減額しないものです。

次に、ひとり親家庭における子につきましては、１人に限り扶養親族額を334円とし、当該子の年齢が16歳から22歳までの場合は、扶養親族加算額を50円増額するものです。

そして、子に係る扶養親族加算と介護補償の増額改定及び配偶者以外の扶養親族の３人目以降に係る減額措置の廃止につきましては、遡及して適用することとし、現時点において公務災害補償を受けている者がいないため、遡及適用日を平成29年８月１日とするものです。

なお、改正前の条例により支給されている場合、その支給された補償は、改正後の条例による補償の内払いとみなします。

それでは、新旧対照表をごらんください。

まず、補償基礎額を規定しております第5条の第2項から第4項まで、それぞれ下線部が今回の改正部分となりますが、第3項では、従来、柱書で規定していた加算額を各号で規定することとしたほか、扶養親族加算をひとり親家庭の子1人に限り450円とする措置と、配偶者以外の扶養親族3人目以降は167円とする措置を廃止し、経験年数16年以上の学校医及び学校薬剤師についての除外を加えたものです。

また、その下の各号では、先ほど申し上げました改定後の加算額をそれぞれ規定しております。第1号では、配偶者について450円から200円へと減額し、さらに特定経験年数学校医等については、これを100円とするものです。

現行の第2号で、加算額が同額であった子と孫を規定しておりましたが、改正後は、子については200円から300円に増額となり、孫は200円となるため、新たに第3号に22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫に関する規定を設けるものです。

なお、改正後の第3号から第6号までについては、加算額は従来どおり200円ですが、特定経験年数学校医等の場合は、半額の100円となります。

また、第4項では、ひとり親家庭の子1人についても、他の子と同様に16歳から22歳までの加算を対象とするものです。

介護補償を規定している第13条第2項第1号から第4号につきましても、下線部が今回の改正部分となっておりますが、第1号で180円、第2号で80円、第3号で90円、そして第4号で40円、それぞれ介護補償の額を増額しております。

第32号議案の提案理由ですが、補償基礎額の扶養親族加算及び介護補償について所要の改正を行うほか、規定を整備する必要があることから、条例の改正を申し出るためでございます。

続けて、第33号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてです。

議案概要をごらんください。

こちらは、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の改正が成立した場合、扶養親族加算の区分及び額が改定されることから、それに伴い、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の様式におけ

る扶養親族加算の区分及び額に係る記入項目を整備するものでございます。

施行期日は、条例と同様の平成29年11月1日でございます。

また、32号議案の条例改正において、平成29年度内に限り、扶養親族加算の額等に係る経過措置が設けられたことから、様式の記入項目の整備においても当該の経過措置を反映するものです。

なお、規則改正につきましては、条例改正が成立したことを前提としていることから、平成29年第3回区議会定例会において、32号議案が原案どおり可決されたときに成立するものでございます。

それでは、議案の新旧対照表の旧の第4号様式をごらんください。

下線の部分、扶養親族加算額の内訳の欄でございます。

従来は、扶養親族加算の額等に応じ、3つの区分で整理をしておりましたが、新様式をごらんいただきますと、32号議案の内容を踏まえ、6つの区分で整理をしたものでございます。

第33号議案の提案理由ですが、新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に伴い、様式を整備する必要があるためでございます。

説明は以上となります。

○教育長 説明が終わりました。

第31号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○今野委員 区全体の職員の派遣に関しての条例改正で、教育委員会の行政にかかわる部分があるので、それについての意見をということであります。オリンピック関係の組織委員会の業務に従事させるということで、区にとって、あるいは教育委員会にとって必要なことですので、適当だと思います。

なお、今回のこの組織委員会のほかにも、いろいろなところに派遣できるようになっているのだと思いますが、特に教育委員会に関係するようなところはどのような派遣先があるのか、参考にお聞かせいただければと思います。

○教育調整課長 ただいま今野委員から御質問ございましたように、今回、条例改正において、幼稚園教諭も対象となることから、意見を述べるものです。

現在、公益的法人等の新宿区職員の派遣等に関する条例の中で定めている派遣先でございますが、第1号としては公益財団法人新宿未来創造財団、第2号として公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター、第3号として新宿区シルバー人材センター、それから第4号は

新宿区社会福祉協議会、第5号が新宿区社会福祉事業団、そして第6号として新宿観光振興協会が派遣先となっています。

現在、幼稚園教諭については、派遣の実績はございません。また、オリンピック・パラリンピック協会に今年度は8人が派遣されております。この中には、技術系の職員などが含まれておりますので、今後はこういった形で派遣をしていくのか、想定はできませんが、可能性としてないということではないと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。

○羽原委員 念のためですが、これは要請があつて対応しているのでしょうか。それともこれからの対応に備えた条例改正とすると、何人ぐらいを派遣するのか、もしわかっていたら教えてください。

○教育調整課長 先ほど若干触れさせていただきましたが、実は平成28年度からオリンピック・パラリンピックの組織委員会への派遣を行っております。ただし、これまでは研修派遣という位置づけで派遣をしていたということで、あくまで研修の一環として、組織委員会に派遣されていたという扱いでございます。平成28年度は5人、今年度は8人を派遣しているという実績がございます。

したがいまして、要請があつたということではなくて、既にそういった実績があつたわけでございますので、今後は正式な派遣先として位置づけるために、今回の条例改正を行うといったことでございます。

○羽原委員 身分の保障として、今までは区の職員として行っていたわけでしょうか。

○教育調整課長 派遣でございますので、身分上は区の職員となります。

○羽原委員 そうでしょう。それをもとにして聞いているのですが、こういった措置で派遣される人は要請があつて行くのか、それとも区として何人かは派遣できるということでの対応なのか。それで、行く人数が割り振られているのであれば、どのぐらいの人数が行くのかということを聞いています。

○教育調整課長 派遣につきましては、要請がありまして、それに応える形で派遣をしているものでございます。今後につきましては、2020年の開催に向け、具体的な人数はまだ示されておきませんが、おそらく派遣人数については、今後さらに増えていくと想定しております。

○教育長 よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第31号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第31号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第32号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

○羽原委員 学校医の関係はいろいろと改正がありますが、これは法律が変わって条例になってくるのか、それとも区の単独での措置として行っているのか、そのトータルの状況をお話してください。

○学校運営課長 こちらは毎年教育委員会のほうでも御意見を賜っているところでございます。この条例は平成14年以前につきましては、東京都で条例を持っていたものが、14年度から各区に移管されたものでございます。

特別区につきましては、保健師など行政系の医療職の給与体系はありますが、医師に相当する医療職の給与体系がありませんので、23区におきましては東京都の条例の規定に倣って、条例の改正を行っているものです。ただ、条例につきましては、各区が制定しているものですので、各区の判断で条例の改正を行っているものでございます。

○羽原委員 それで、別に異議があるわけではありませんが、この100円、200円という額を毎回のよう改正するのは大変だなと。変える以上はきちんとやらなければならないと思いますが、なるべくなら、煩雑さを防ぐ方法もないものかなと言わせてもらいます。

○教育長 感想ということでよろしいでしょうか。

○羽原委員 はい、感想です。

○教育長 ほかに何か御意見、御質問ありますでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 なければ、第32号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 では、第32号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第33号議案について御意見、御質問をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 御意見、御質問がなければ、討論、質疑を終了いたします。

第33号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第33号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第34号議案は非公開により審議をいたしますので、傍聴人の方は恐れ入ります、議場より退席をお願いいたします。

〔傍聴人退席〕

午後 3時34分再開

○教育長 以上で、本日の議事を終了いたします。

○教育長 次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告がありますか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 以上で報告事項を終了し、本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

午後 3時35分閉会